

日本学術会議法附則第3条第1項及び第4条並びに第8条第1項の規定による
内閣総理大臣の権限の委任について

（令和7年6月26日）
内閣総理大臣決定

日本学術会議法（令和7年法律第70号）附則第9条第3項の規定に基づき、下記の設立委員を指名し、同法附則第3条第1項及び第4条並びに第8条第1項の規定による権限を委任する。

記

光石 衛 日本学術会議会長

以上